

daily コラム

2009年1月30日(金)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

平成21年税制改正(確定拠出年金)

マッチング拠出とは

知っていますか?この言葉

今年の自民党税制改正大綱に突然「マッチング拠出」という言葉が出てきます。金融・証券税制の項目のところですよ。出ているのは、日本語の「個人拠出」という言葉の説明文として、「(いわゆるマッチング拠出)」としてです。

「いわゆる」とは「世にいわれている。よくいう。いうところの。」という意味で辞書に出ています。そんなことの故か、新聞等にも解説がありません。しかし、これは、官僚や業界内では「いわゆる」でも、世間的には「いわゆる」ではないのではと思われれます。

改正案の内容

大綱には、「確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げる。」として、

企業型

イ 他の企業年金がない場合

月額4.6万円 月額5.1万円

ロ 他の企業年金がある場合

月額2.3万円 月額2.55万円

個人型(企業年金がない場合のみ)

月額1.8万円 月額2.3万円

その上で、「企業型確定拠出年金に導入される個人拠出(いわゆるマッチング拠出)の

掛金は、その全額を所得控除の対象とする。」と書かれています。

個人の任意拠出を可能とする

企業年金のない企業の従業員については従来から「個人型」が適用され月1.8万円(年21.6万円)を限度に個人として任意で確定拠出年金を設定できました。

それに対し、「企業型」の確定拠出年金は全額企業負担の制度で、個人が任意で掛金を増やす余地はありませんでした。今度は、「企業型」でも個人の任意拠出の枠を設けるように改正する、ということです。

ただし、拠出限度額の範囲で任意に、ということではありません。企業負担額と同額までで、かつ、その合計が拠出限度額の範囲内、ということです。企業とペアということが条件で、それが「マッチング」の意味のようです。

小さく産んでも大きく育たない

確定拠出年金の拠出限度額の拡大は遅々としています。特に企業年金のない中小企業の従業員のところが手薄です。

今回の改正は、個人貯蓄を年金運用資金に呼び込んで、株式相場の安定に役立てよう、との趣旨です。社会保障の自助努力促進を趣旨にしていらないところに、疑問が湧きます。



なかなか大きく育ちません